大阪市告示第1556号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第２項の規定に基づき、令和２年大阪市告示第1183号（土壌汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている区域の指定）で指定した特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。ただし、令和３年大阪市告示第944号（土壌汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている区域の一部の指定解除）及び令和５年大阪市告示第716号（土壌汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている区域の一部の指定解除）で指定解除した区域を除く。）の一部の指定を解除する。

なお、詳細については、大阪市環境局環境管理部環境管理課に台帳を据え置いて縦覧に供する。

令和８年11月20日

大阪市長　　横　山　英　幸

１　指定を一部解除する形質変更時要届出区域

別図のとおり（大阪市城東区森之宮一丁目２番１の一部）

２　土壌汚染対策法施行規則第31条第２項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

３　当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置

基準不適合土壌の掘削による除去

（環境局環境管理部環境管理課）